

「岩手県がん検診受診率向上プロジェクト」協定書

株式会社IBC岩手放送（以下「甲」という。）、第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）、全国健康保険協会岩手支部（以下「丙」という。）及び岩手県（以下「丁」という。）は、がん検診の受診率の向上に向けた取組を協働で進めることについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、丁が策定した「岩手県がん対策推進計画」などの個別目標の一つである「がん検診の受診率の向上」に向けた取組を協働で進めることにより、がんの早期発見・早期治療の推進により、県民の健康増進に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協働事業の内容及び実施方法）

第2条 協働で行う事業は、県民に対して、がん検診の受診を勧奨する次の各号に示す内容とし、その具体的な内容及び実施方法は、甲、乙、丙及び丁並びに岩手県がん検診受診率向上プロジェクト協定締結企業（以下「参画企業」という。）が協議の上、別途取り決める。

- (1) 甲、乙、丙及び丁並びに参画企業が作成した普及啓発パンフレット等の共同配布
- (2) 市町村が作成したがん検診普及啓発パンフレット等の共同配布
- (3) その他、甲、乙、丙及び丁並びに参画企業が共同して取り組めるがん検診受診率の向上対策事業

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成27年2月13日から平成28年3月31日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙により終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲、乙、丙及び丁の協議により、本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定による協働事業の実施により知り得た他の当事者の秘密を、当事者の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（参画に関する協議）

第6条 本協定における協働事業に新たに参画を希望する企業等がある場合は、当該参画の可否について、甲、乙、丙及び丁並びに参画企業の協議により判断を行うものとする。

(疑義等の解決)

第 7 条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁並びに参画企業との協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 7 年 2 月 1 3 日

甲 株式会社 I B C 岩手放送
代表取締役社長

乙 第一生命保険株式会社
盛岡支社長

丙 全国健康保険協会岩手支部
支部長

丁 岩手県
岩手県知事